

【 】 消防計画

第1	(目的)
----	------

この計画は、消防法第8条第1項の規定に基づき、【 】(以下「当該部分」という。)における防火管理について必要な事項を定め、火災、地震、その他の災害の予防と人命の安全、被害の軽減を図ることを目的とする。

第2	(適用範囲)
----	--------

- 1 この計画の適用範囲は、当該部分に勤務し、又は出入りする全ての者とする。
- 2 管理権原の及ぶ範囲は、当該部分において、この計画を適用する。

第3	(消防機関との連絡等)
----	-------------

- 1 次の業務について消防機関への報告、届出及び連絡を行う。
 - (1) 防火管理者選任(解任)届出
 - (2) 消防計画作成(変更)届出
 - (3) 防火対象物定期点検報告 (□該当・□非該当)
 - (4) 消防用設備等(特殊消防用設備等)点検結果報告(□1年・□3年に1回)
 - (5) 自衛消防訓練実施の通報
 - (6) その他
 - ア 火気使用設備・器具
 - イ 工事中の消防計画の届出
 - ウ 禁止行為の解除承認申請
- 2 その他建物及び諸設備の設置又は変更を行うときは、事前に消防機関へ連絡するとともに、法令に基づく手続きを行う。

第4	(防火管理維持台帳の作成、整備及び保管)
----	----------------------

- 1 防火管理者は、消防機関へ報告した書類及び防火管理業務に必要な書類等を、この消防計画とともに取りまとめて、防火管理維持台帳を作成し、整備及び保管する。
- 2 転売等により管理権原者が変更となる場合は、防火管理台帳のうち竣工からの建築関係及び消防用設備等(特殊消防用設備等)に関する届出書類や図面等の関係書類を確実に受け渡すものとする。

第5	(日常の火災予防の組織)
-----------	---------------------

日常の火災予防を図るため、各担当者を次のとおり指定する。

担当区域	防火担当責任者	火元責任者	自主検査員

第6	(火災予防上の自主検査)
-----------	---------------------

- 1 火災予防のために定期的に行う自主検査は、別資料「自主検査の手引き」に基づき実施するものとする。
- 2 火気使用設備・器具等については、終業時に点検を行うなど、火災予防上の安全確認を行う。
- 3 防火管理者は、その他必要に応じて、点検内容等を調整し、実施するものとする。

第7	(消防用設備等の法定点検)
-----------	----------------------

消防用設備等（特殊消防用設備等）の法定点検は、次のとおりとする。

法定点検設備	該当設備		
機器点検	6か月ごと	総合点検	1年ごと
委託業者	※委託があれば記入		
	名称		
	電話		

第8	(従業員等の守るべき事項)
-----------	----------------------

- 1 避難口、廊下、階段、避難通路など避難施設に、避難の障害となる物品を置かない。
- 2 防火戸やシャッターなどの防火設備が有効に機能するよう、閉鎖の障害となる物品を置かない。
- 3 喫煙管理（喫煙禁止場所・喫煙所の指定及び終業時における吸殻処理等の火気管理）

第9	(放火防止対策)
-----------	-----------------

- 1 死角となる廊下、階段室、トイレ等に可燃物を置かない。
- 2 物置、空室、雑品倉庫等の施錠及び建物内外の整理整頓

第10 (工事中の安全対策)

- 1 防火管理者は、工事を行う時は、必要に応じて消防機関に届出を行い、工事中は必要に応じて防火上の安全対策を確認・徹底する。
- 2 防火管理者は、工事の計画内容等の確認や現場確認を行い、法令適合の確認や火気管理等の防火上の確認を行う。

第11 (自衛消防の組織)

- 1 火災、その他の災害が発生した場合、有機的な自衛消防活動が行われるよう、活動要員及び任務分担を次のとおり指定する。

編成	氏名	任務
自衛消防隊長	防火管理者	各担当に対する指揮、命令、監督等
通報連絡担当		(1) 火災発見時の119番通報 (2) 到着した消防隊への情報提供及び関係先への連絡
初期消火担当		(1) 自己の安全を確保した上での初期消火活動 (2) 水バケツ、消火器等を用いた初期消火活動
避難誘導担当		(1) 避難口を開放し、避難誘導の実施 (2) 拡声器等を使用し、落ち着いて行動するよう誘導する。

- 2 自衛消防の組織の活動範囲は、当該部分の管理範囲内とし、必要に応じて他の事業所との協力を図る。
- 3 地震時における自衛消防の組織の活動は、次のとおりとする。
 - (1) 自衛消防の組織の任務
 - ア 当該部分における被害状況等の把握
 - イ 被害がない場合又は活動が終了した場合で、周辺地域の事業所等から協力要請があった場合は協力して活動を行う。
 - (2) 出火防止及び初期消火活動
 - (3) 管理権原者又は防火管理者は、周囲の環境等から必要な活動に関して、対策を講じておく。

第12 (震災対策)

- 1 日常対策
震災時の災害を予防するため、次の事項を実施する。

- (1) ロッカー、自動販売機等の転倒防止措置を行う。
- (2) 窓ガラスの飛散防止措置及び看板、広告等の落下防止措置を行う。
- (3) 火気使用設備・器具等からの出火防止措置、危険物等の流出、漏えい防止措置を行う。

2 震災発生時の行動

- (1) 震災発生直後は、身の安全を守ることを第一とする。
- (2) 火気使用設備・器具等の直近にいる者は、元栓・器具栓を閉止又は電源遮断を行う。
- (3) 出火状況の確認、けが人の発生状況を確認する。
- (4) 避難場所への避難は、関係機関からの指示又は被害状況から判断し、開始すること。
- (5) 火災発生時や負傷者が出た場合は、関係者がお互いに協力して初期消火活動及び救護活動にあたる。
- (6) 避難する際は身の安全を守りながら、広域避難場所（ ）まで原則、全員徒歩で行う。

第13	(訓練及び教育)
------------	-----------------

- 1 防火管理者は、随時又は新入社員、パート、アルバイト等の採用時に必要な防災教育を行う。

2 自衛消防訓練

訓練種別	訓練内容	実施時期
部分訓練	消火訓練・通報訓練・避難訓練等を個別に行う訓練	()月 ()月
総合訓練	消火訓練・通報訓練・避難訓練を総合的に行う訓練及び地震に備えた訓練	

3 その他

- (1) 消火訓練・避難訓練は年()回以上、通報訓練は年()回以上実施する。
- (2) 防火管理者は、自衛消防訓練を実施しようとするときは、あらかじめ「自衛消防訓練通知書」により、所轄消防本部へ届出を行う。